

詳解 情報公開法

総務省 行政管理局 編

詳解 情報公開法

発行日：平成13年2月28日 初版
平成13年4月16日 2刷

定価は表紙に表示して
あります。

編 集

総務省行政管理局

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話 (03) 5253-5111

発 行

財務省印刷局

〒105-8445

東京都港区虎ノ門2-2-4

電話 (03) 3587-4283～9

落丁、乱丁本はおとりかえします。

ISBN4-17-218611-4

甲第8号証

番号	所管	政令等	法令番号	条項	対象となる行政文書	備考
8	中央労働委員会	労働委員会規則	昭和24中央労働委員会規則1号	第68条	あつせん員候補者名簿(閲覧)。	
9	経済産業省	計画法施行規則	平成4省令69号	第61条	計量士登録簿(閲覧又は謄本の交付)。	
10	国土交通省	船舶法施行規則	明治32省令24号	第29条第1項	船舶原簿(謄抄本の交付)。	
11	国土交通省	海事代理士法施行規則	昭和26省令42号	第19条	聴取調書(閲覧)。	
12	国土交通省	運輸審議会一般規則	昭和27省令8号	第54条第2項、第60条第1項、第61条、第62条、第63条	運輸審議会の招致する一人の審理員、審理員の合議体、一人の委員又は委員の合議体が主宰する公聴会において公述された事項の記録、運輸審議会が自ら主宰する公聴会において公述された事項の記録。(いずれも閲覧)	
13	国土交通省	航空法施行規則	昭和27省令56号	第81条の13第2項	公述された事項を速記その他の方法で記録したもの(閲覧)	
14	国土交通省	道路法施行規則	昭和27省令25号	第4条の13第3項及び第4条の14第2項	自動車専用道路の指定又は解除をする道路の部分を表示した図面、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の指定又は解除をする道路の部分を表示した図面。(いずれも縦覧)	
15	国土交通省	土地区画整理法施行令	昭和30政令47号	第5条第1項、第5項及び第6項	建設大臣施行の土地区画整理事業における施行規程及び事業計画、施行規程等に必要な修正を加えた場合の修正部分。変更しようとする施行規程又は事業計画。(いずれも縦覧)	縦覧期間は2週間。
16	労働省	船員労働委員会規則	昭和29船員中央労働委員会規則1号	第78条	あつせん員候補者名簿(閲覧)。	
17	人事院	人事院規則2-1人事院会議及びその手続	昭和24	第6項、第7項	議事日程の写し及び会議の議事録(閲覧)。	

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、
実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示請求をする者又は開示を受ける者は、政令で定める手数料が必要であること、
また、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、手数料を減額又は免除
することができることを定めたものである。

【解説】

一 手数料の納付(第一項)

(1) 手数料の納付

一般に、手数料は、国、地方公共団体又はこれらの機関が、特定の者に対し提供する役務に対する反対給付として、当該役務に要する費用を回収するために徴収するものである。

情報公開法制において、仮に、当該役務に要する費用の負担を開示請求者に求めなければ、当該費用は租税等の一般財源によって賄われることになるが、それについて国民の合意が得られているとは考えられず、本制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額の手数料を納めなければならぬこととしたものである。

(2) 「開示請求に係る手数料」

開示請求に係る手数料（以下「請求手数料」という。）は、行政機関が開示請求を受けてから、開示決定等の通知書の発出までに要する費用について、その適切な負担を開示請求者に求めるものである。

請求手数料の金額については、実費の範囲内において政令で定めるとされ、具体的には、開示請求に係る行政文書一件（相互に密接に関連する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によつて行うときは、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。）につき三百円とされている（施行令第十三条第一項及び第二項参照）。

(3) 「開示の実施に係る手数料」

開示の実施に係る手数料（以下「実施手数料」という。）は、行政文書の閲覧、写しの交付等の開示の実施のための事務に要する費用について、その適切な負担を開示請求者に求めるものである。

例えば、閲覧の実施手数料は、閲覧文書の閲覧場所への搬入に要する事務に係る費用等について、写しの交付の実施手数料は、交付する写しの作成に要する事務に係る費用等について、開示請求者に適切な負担を求めるものである。

実施手数料の金額については、請求手数料と同様、実費の範囲内において政令で定めるとされ、具体的には、行政文書の種別ごとに、開示の実施の方法に応じ定められており、例えば、文書又は図画について複写機により複写したものの交付はA四判の用紙であれば一枚につき二十円とされている（施行令第十三条第一項及び別表第一参照）。

(4) 「実費」の内容

「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、郵送料等の費用が含まれる。

二 利用しやすい額への配慮（第二項）

前述のとおり、情報公開法制における手数料は、特定の者、すなわち開示請求者に対し役務を提供する場合、その費用を回収するため徴収するものであり、本制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額を徴収する必要がある。

他方、情報公開法の趣旨から、この制度をできるだけ利用しやすいものとすることも重要であり、

手数料の額がその制約要因となることは適当ではない。手数料の具体的な金額は、実費の範囲内において政令で定めることとされ、政令策定に際してはできる限り利用しやすい額とするよう配慮することとを、本項において確認的に規定したものである。

なお、本項は衆議院における修正により追加された規定である。

三 手数料の減額又は免除（第三項）

開示請求者の経済的な理由や何らかの特別な理由により、開示請求者に手数料の負担を求めることが不適切な場合が考えられる。よって、経済的困難その他特別の理由があると行政機関の長が認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができるとした（詳細については、施行令第十四条解説一参照）。

なお、情報公開制度は、開示請求の理由を問わず、また開示された情報の利用に制約を課する、すなわち営利目的の利用等も妨げるものではないことから、請求の理由又は利用の目的による手数料の減免を一般的に認める規定は設けず、行政機関の長の合理的な裁量に委ねることとした（詳細については、施行令第十四条解説二参照）。

公益目的の開示請求については手数料を減免すべきとの考え方については、前述のとおり、情報公開制度が開示請求の目的・理由を問わない制度であり、また、公益目的かどうかを事務的に確定することや、開示がなされた後の利用実態について確認することが極めて困難であることから、請求者の

申出に基づいた公益目的の減免を一律に行う規定は置いていない。

（参考）

附帯決議

○ 平成十一年二月十六日、第百四十五回国会において情報公開法案が衆議院で可決された際、手数料について、内閣委員会において以下の附帯決議が附された。

「政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示の実施に係る手数料の額を定めるに当たっては、実質的に開示請求に係る手数料に相当する額が控除されたものとなるようにすること。」

○ また、平成十一年四月二十八日、同国会において参議院で可決された際にも、総務委員会において以下の附帯決議が付された。

「政府は、本法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示請求に係る手数料は、一請求につき定額として内容的に関連の深い文書は一請求にまとめることができることとし、開示の実施に係る手数料は開示の方法に応じた額とし、また、実質的に開示請求に係る手数料相当額が控除されたものとなるようにすること。」

（権限又は事務の委任）

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

【趣旨】

本条は、本法の効率的な運用を図るため、行政機関の長の行政文書の開示に関する権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができることを定めるものである。

【解説】

一 委任を受ける職員の範囲

法第二章において定める権限又は事務は、国民の権利利益と直接にかかわるものであることから、行政機関の長から委任を受ける職員の範囲は、委任を受けるにふさわしい組織上及び所掌事務上一定のまとまりを有する部局又は機関の長とすることが適当である。

政令では、委任を受ける職員の範囲について、組織法令により設置される組織の長又は職であること、各行政機関の本省庁以外の場合には内部組織の長ではなく、機関の長であることを基本に定めている。また、行政機関の長は、委任をしようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限

な必要性が生じないと考えられることから、これを行うことはできないこととした。

なお、既に開示を受けた行政文書につき写しの交付の方法がとられている場合には、原則として閲覧の方法を求めることはできないと解される。

当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるかどうかについては、個々のケースにより判断することになるが、事故、災害等により交付された写しを消失する等開示を受ける者の責に帰することが必ずしも適切でないような場合には、更なる開示の申出により、写しの再交付を認めることが適当と考えられる。

(手数料の額等)

第十三条 法第十六条第一項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る行政文書一件につき三百円

二 開示実施手数料 開示を受ける行政文書一件につき、別表第一の上欄に掲げる行政文書の種別（第十六条第一項第五号において単に「種別」という。）ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第十四条第四項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が三百円に達するまでは無料とし、三百円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が三百円を超えるときを除く。）は当該基本額から三百円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複

の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の行政文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。第十六条第一項第十号において同じ。）にまとめられた複数の行政文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除いて、それぞれ開示請求書又は第十条第一項若しくは前条第一項に規定する書面に収入印紙をはって納付しなければならない。

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合

イ 郵政事業庁

ロ 国立大学、大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構及び国立学校財務センター

ハ 社会保険庁

ニ 特許庁

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その長が第十五条第一項の規定による委任を受けることができる部局又は機関（開示請求手数料については、当該委任を受けた部局又は機関に限る。）であつ

て、当該部局又は機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報に公示したもの

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イからホまでに掲げるものを除く。）の事務所において開示請求手数料又は開示実施手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において、当該行政機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を当該事務所において現金で納付する場合

4 行政文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求手数料及び開示実施手数料の額、手数料の納付の方法等を規定したものである。

【解説】

一 手数料の額（第一項）

(1) 開示請求手数料の額（第一号）

開示請求手数料を納付する単位については、基本的には、行政文書ごとに処理に関する事務が必要になることから、「開示請求に係る行政文書一件」ごととし、この単位で開示請求手数料の額を「三

百円」としている。ただし、第二項の規定により、相互に密接に関連する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなすこととしているので、この場合にあっては、開示請求に係る当該複数の行政文書につき三百円となる（第二項参照）。

「三百円」の額については、開示請求書の提出があつてから開示決定通知書等を送付するまでの事務に要する経費を基に、法第十六条第二項の「できる限り利用しやすい額となるよう配慮しなければならない」旨の規定を踏まえて、①開示請求書の記載事項の確認等の受付事務、②決定通知書の記載等の書面作成事務及び③決定通知書の送付事務が効率的に行われるとした場合のコスト並びに④郵送料のコストを積算の上、設定したものであり、開示・不開示の審査事務コスト及び行政文書の探索事務コストを含めていない。

(2) 開示実施手数料の額（第二号）

開示実施手数料を納付する単位については、開示する行政文書ごとに種別（記録媒体）、開示の実施の方法、その分量等が異なることから、「開示を受ける行政文書一件」ととし、行政文書の種別ごとに、開示の実施の方法に応じ、開示実施手数料の基本額を定めている（別表第一）。

この基本額については、開示の実施の準備に要する人件費等の事務費、媒体費、写しの作成を業者に委託する場合には当該委託費等を基に、法第十六条第二項の規定を踏まえて、従量逓増制で定めており、閲覧及び写しの交付を求める場合等複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、そ

れぞれを合算した額となる。

「ただし書」により、開示を受ける行政文書一件につき、開示実施手数料の基本額（法第十四条第四項の規定により当該行政文書について更なる開示を受ける場合にあっては、当該更なる開示に係る基本額と既に開示の実施を受けた際の基本額との合算額）が三百円に達するまでは開示実施手数料を無料とし、三百円を超えるときは当該基本額から三百円を減じた額が開示実施手数料の額となる。

したがって、控除措置は一請求につき三百円を限度になされるものであり、更に開示を受ける場合であつて、既に開示の実施を求めた際の基本額が三百円を超えるときには、既に開示の実施を求めた際に三百円の控除措置がとられているので、更なる開示の際には三百円を減じられない。

二 複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行う場合の手数料の額（第二項）

前項第一号の規定により、開示請求手数料は、開示請求に係る行政文書一件につき三百円とされているが、請求者の便宜及び負担を考慮し、相互に密接に関連する複数の行政文書を一の開示請求書によって行うときは、同号の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなすこととしたものである。

具体的には、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書（第一号）又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書（第二号）の開示請求を一の開示請求書によって行うときに、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなし、三百円の開示請求手数料で足りることとするものである。

各号に定める複数の行政文書の範囲の考え方については、次のとおりである。

① 「一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書」(第一号)

「行政文書ファイル」は、本号で定義されているとおり、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物であり、第十六条第一項第十号並びに同条第二項及び第三項の規定により、行政機関の長は、この行政文書ファイルの名称その他の必要な事項を記載した帳簿を磁気ディスクをもって調製するとともに、一般の閲覧にも供することとなる。

一の行政文書ファイルにまとめられる行政文書の範囲については、事務又は事業における利用、保存等の便宜を考慮して判断することとなるが(「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて」(平成十二年二月二十五日各省庁事務連絡会議申合せ)第1参照)、相互に密接な関連を有する行政文書として一の行政文書ファイルにまとめられた限り、そのうちの全部又は一部の複数の行政文書について一の開示請求書によって開示請求を行うときの開示請求手数料の額は、一件の行政文書とみなされることにより、三百円となる。

② 「前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書」(第二号)

別々の行政文書ファイルにまとめられた行政文書の間においても相互に密接な関連を有するものがあり得る。このような場合の複数の行政文書を一の開示請求書によって開示請求を行うときの開

示請求手数料の額についても、一件の行政文書とみなされることにより、三百円となる。

相互に密接な関連を有する行政文書の範囲については、開示請求者の判断により決まるものではなく、当該行政文書の内容等により客観的に判断されるものであり、具体的には、次のような場合などが相互に密接な関連を有すると考えられる。

- ・ 要請と応答に係るもの(例 申請書と処分通知書、諮問と答申等)
- ・ 訴訟、審判手続等における一事件に係るもの(例 一事件に係る判決、裁決等と裁判所、審判機関への提出資料等)
- ・ 参照の旨が記載されている場合の参照対象行政文書(例 概要・要約版と本文、本文と参考引用資料等)
- ・ 通例必要とされる一連の手続に係るもの(例 調達手続における入札と落札、補助金交付における決定と実績報告、出張命令と復命書)
- ・ 計画と実績に係る関係にあるもの(例 基本計画と実績報告書、実施計画と実施状況報告書等)
- ・ 会議における決定ごとのその決定と議事録・提出資料

三 手数料の納付の方法等(第三項)

開示請求手数料又は開示実施手数料の納付の方法については、開示請求に係る事務に係る一般会計又

は特別会計の区分、開示請求者の利便を考慮し、次のとおり、収入印紙により納付する場合と現金で納付する場合（納付書による納付を含む。）を規定している。

(1) 収入印紙による納付（第三項本文）

開示請求手数料又は開示実施手数料は、(2)の①及び②の場合を除いて、開示請求書又は開示の実施方法等の申出若しくは更なる開示の申出に係る書面に所定の額の収入印紙をはって納付しなければならないこととしている。

手数料の納付の方法として、収入印紙による方法を原則としたのは、手数料の納付の方法として収入印紙が広く利用されており、また、郵送による開示請求及び写しの交付を認めていることから、納付・収納事務の安全性及び効率性を考慮したものである。

(2)の①及び②の場合を除くこととなるので、一般会計によって運営されている行政機関又は一般会計と特別会計の両方により運営されている部局若しくは機関（事務所において手数料を現金で納付する場合を除く。）が保有する行政文書に係る開示請求手数料及び開示実施手数料については、収入印紙による納付の方法によることになる。

(2) 現金による納付（納付書による納付を含む。）

① 「次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合」（第一号）

収入印紙による納付の場合、その収入はすべて一般会計に入ることとなるが、行政機関又はその

部局若しくは機関の中には、特別会計により運営されているものがあり、これらについて収入印紙による納付とすることは適当でないことから、収入印紙による納付の方法によらないこととしたものである。本号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関では、現金（納付書による納付を含む。）で納付することとなる。

まず、イからニまでに掲げる行政機関は、特別会計によって運営されているものである。

次に、ホにおいて、その長が第十五条第一項の規定による「委任を受けることができる部局又は機関」としたのは、これらの中には、当該組織単位でみてすべて特別会計で運営されているものがあり、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないからである。

なお、更に細かな組織単位である課等又は係単位ですべて特別会計で運営されているものがあるが、これらについては一律に収入印紙による納付を認めないと、一の開示決定に基づき開示される行政文書が複数の課等や係にまたがり、開示実施手数料の納付の方法が異なる可能性があることから、行政機関及び開示を受ける者の手続負担を考慮し、開示請求の相手方となり得る「委任を受けることができる部局又は機関」単位としたものである。

一方、開示請求手数料については、「当該委任を受けた部局又は機関」に限るとした。これは、開示実施手数料の納付の方法については、開示決定通知書により教示することが可能であるが、開示請求手数料の納付の方法については、国民への周知を図るとしても、郵送により開示請求する場合もあり、できる限り分かりやすい納付手続とすることが必要であり、また、一の開示請求先（行

政機関の長又は委任を受けた部局若しくは機関の長) に対して、複数の行政文書の開示請求を行う場合に、開示請求手数料(三百円)を収入印紙又は現金で納付する両方の方法があり得ることは適当ではないことによる。

なお、ホに掲げる部局又は機関については、行政機関の長が官報に公示し、利用者に明らかにしておくこととしている。

② 「行政機関又はその部局若しくは機関(前号イからホまでに掲げるものを除く。)の事務所に於いて開示請求手数料又は開示実施手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において、当該行政機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を当該事務所に於いて現金で納付する場合」(第二号)

利用者の便宜を考慮し、行政機関又はその部局若しくは機関(①に掲げるものを除く。)の事務所に於いた場合に収入印紙に代えて現金による納付が可能である旨を官報で公示した場合には、当該事務所で現金による納付ができることとしたものである。「事務所に於いて」とあるように、本規定は、開示請求者又は開示の実施を受ける者が行政機関等の事務所に於いた場合における規定であり、開示請求書や開示の実施の申出書を郵送する場合に、現金で納付を認めるものではない。行政機関の情報公開の窓口に来所して開示請求をする場合や、閲覧による開示を受けてその場で必要とする部分の写しの交付を求める場合に、来所者があらかじめ収入印紙を購入していないときに、購入の上、当日又は後日に更なる開示の申出をすべきとしてその場での対応を拒否することは

国民の利便を欠く面があることから、このような場合にはできる限り現金での納付ができるようにするものである。

ただし、現金の収納については、新たな現金管理の事務負担となることから、行政機関の長の判断により現金による納付を認める旨及び当該事務所の所在地を官報で公示した場合に現金納付を行い得ることとした。

四 郵送料の納付(第四項)

行政文書の開示を受ける者は、開示決定通知書に記載された開示実施手数料の額及び郵送料の額に従って、所要の開示実施手数料のほか郵送料を納付して、写しの送付を求めることができる旨を規定したものである。

郵送料の納付は、郵便切手によることとしている。

(手数料の減免)

第十四条 行政機関の長(法第十七条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条において同じ。)は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力が無いと認めるときは、開示請求一件につき二千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第十四条第二項又は第四項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第一項の規定によるもののほか、行政機関の長は、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

【趣旨】

本条は、開示実施手数料を減額又は免除する場合及びその手続について規定したものである。

【解説】

減額又は免除措置については、開示実施手数料のみについて認めることとし、開示請求手数料については認めていない。これは、①手数料は利用者のために行う役務の提供に要する費用を徴するものであるという基本的な性格、②開示請求手数料については、前条の規定により開示請求に係る行政文書一件につき一律三百円であること及び相互に密接な関連を有する複数の行政文書については一件の行政文書とみなすとしていること、③開示実施手数料について基本額から三百円を控除する措置を講じていること(実質的には開示請求手数料相当額が控除されることになる。)、④開示実施手数料については、開示を受ける行政文書の種別、量等によつて高額になる場合があり、経済的に困難な状況にある者がこれを納付する資力が無い場合も予想されることを総合的に勘案したものである。

一 経済的困難を理由とする場合の申請による減額又は免除(第一項、第三項)

第一項は、減額又は免除を行うことができる場合及び減額又は免除の限度額を規定したもので、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力が無いと認めるときに限り、開示請求一件につき二千円を限度に開示実施手数料を減額又は免除することができるものである。

経済的困難な状態にあるかどうかについては、申請書に添付された第三項の生活保護法に基づく扶助

を受けていることを証明する書面等を基に行政機関の長が判断するものである。

減額又は免除の限度額を「二千元」としたのは、経済的に困難な状態にある者が開示実施手数料を納付する資力がないために本制度の利用ができないことは、本制度の目的に照らして適当ではなく、通常の開示請求であれば開示実施手数料の負担を要しないようにすることに配慮したものである。

第二項及び第三項は経済的困難を理由とする場合の減額又は免除の手続を規定したもので、開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示の実施の方法等の申出又は更なる開示の申出をする際に、併せて減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書と添付書類として生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合にあつてはそれを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつてはその事実を証明する書面を提出しなければならないこととしている。

「減額又は免除を求める額」については、開示決定通知書に記載された開示実施手数料の額を基に算定した額が二千元を超える場合には二千元が「減額を求める額」であり、二千元以下となる場合には当該二千元以下の額が「免除を求める額」である。

生活保護法第十一条第二項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面については、市又は特別区であれば、当該市又は特別区の福祉事務所で、町村であれば当該町村が所在する都道府県の福祉事務所（当該町村の福祉事務所があるときは、当該福祉事務所）で発行されることになっている。

その他の事実を理由とする場合の当該事実を証明する書面については、生活保護法に基づく扶助を受けてはいないが、これに準ずる状態にあることを証明する書面を想定しており、例えば、同一の世帯

に属する者のすべてが市町村民税が非課税であることを証明する書面等が考えられる。

二 一般に周知させることが適当な場合における行政機関の長の決定による減額又は免除（第四項）

行政機関の長が、開示決定に係る行政文書について、一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときに、開示実施手数料を減額又は免除することができるとするものである。

「一定の開示の実施の方法により」とは、一般に周知させることが適当と認められるときであってもビデオテープや磁気テープカートリッジに複写したものの交付など第九条に規定する開示の実施の方法についてすべて認めるものではなく、例えば、文書の写しの交付、電磁的記録を用紙に出力したものの交付等一般への周知に適した方法であると行政機関の長が判断した方法に限ることとしているものである。

「一般に周知させることが適当であるとき」については、開示請求者だけでなく、何人にも広く周知することが特定の施策目的の達成に大きく寄与する場合、法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書の規定の適用により開示しようとする場合又は法第七条の規定の適用により開示しようとする場合など公益上の理由で開示しようとする場合であつて、一般に周知することが適当と認める場合等が考えられる。